

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和7年6月25日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長 樗木 等

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 ターボ冷凍機操作盤改修
- (2) 履行場所 佐賀市嘉瀬町大字中原400番地
- (3) 業務仕様 別紙特記仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年12月25日まで

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たす者であることを要する。

- (1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第2条第5項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形または小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

3 入札手続等

(1) 担当

〒840-8571 佐賀市嘉瀬町大字中原400番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課契約係
電話番号 0952-28-1153 (直通)

(2) 入札説明会

実施しない。

(3) 入札資格確認申請書等の提出期間並びに提出方法

- ア 提出期間 令和7年7月7日(月曜日)午後4時まで
イ 提出方法 (1)の担当へ持参または郵送にて提出すること。
(郵送の場合は、配達記録が残る方法により提出期限までに必着のこと。)
ウ 資格審査 令和7年7月9日(水曜日)を目処に通知する。

(4) 入札および開札の日時並びに入札書の提出方法

- ア 日 時 令和7年7月11日(金曜日)午前10時00分
イ 場 所 佐賀市嘉瀬町大字中原400
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 2階 応接会議室A

ウ 入札方法等

- ・入札書は持参による提出に限り、郵送や電送による入札は認めない。
- ・代理人が出席して入札する場合は、代表者からの委任状を入札場所において提出すること。
- ・入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。
- ・入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

4 入札の中止等

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とする。

- (1) 入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるとき。
(2) 天災の他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことが出来ないとき。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者
(2) 当該競争について不正を行った者
(3) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
(4) 1人で2以上の入札をした者
(5) 代理人でその資格のない
(6) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

なお、開札のときにおいて上記2に掲げる資格のないものは、参加する資格のない者として扱う。

6 契約者及び契約額の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で申し込みをした者を契約の交渉権者とし、その者が複数の場合には申し込みをした価格が低い者から順に交渉順位を付する。
- (2) 交渉権者のうち最も価格の低い者を第一交渉権者とし、その者との交渉により契約額を決定する。なお、交渉が不調となり契約締結の見込みがないと判断した場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行い、契約額及び契約者を決定する。

7 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

—

イ 契約保証金

納付

(地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館会計規程第 38 条第 2 項の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。)

- (3) 契約書作成の要否

要